

令和6年度 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえます。これらの基本的な考えをもとに教職員は、いじめはどこにでもあるという認識の下、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めると共に、学校全体で組織的に対応していく必要があります。何より学校は、生徒が教職員や周囲の仲間との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場ではなくてはなりません。それゆえ自分が大切にされているという実感をもつと共に、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいかなければなりません。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていきます。

(いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法）

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置します。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、養護教諭、学年主任、生徒指導主事で構成し、必要に応じて、担任、長期欠席対策担当教諭、スクールカウンセラーを加えます。いじめのささいな兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応します。

○ 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証と改善策を検討していきます。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、危機管理の心構え「ほう・れん・そう」「さ・し・す・せ・そ」の確認をして教職員の共通理解を図ります。

ほう：報告　れん：連絡　そう：相談

さ：最悪を想定　し：慎重に対応　す：素早く対応

せ：誠意をもって対応　そ：組織の一員として対応

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通していじめ防止の取組を発信します。
- ・保護者・地域の理解や信頼、協力を得られるよう、積極的に学校の指導方針や取組を知らせると共に、個人情報の取り扱いに留意しつつ正確な情報提供を行います。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織します。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応し、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応します。
- ・問題が解消と判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、保護者との連携を取りながら、継続的な指導・支援を行います。

3 令和6年度のいじめの防止に向けた重点的取組

(1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ア 教員と生徒間の信頼関係が不十分なことがあり、生徒が早期に助けを求められませんでした。
- イ 被害生徒の「大丈夫」「自分で解決したい」などの言葉をそのまま受け取り、対応や支援が遅れました。
- ウ 完全ないじめの解消までに至らず、生徒間のトラブルが続き、継続的な指導を要しました。

(2) 今年度1学期のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ア SNSによる心無い誹謗中傷が増加傾向にありました。
- イ SNSの機能による他人を傷つける行為がありました。

(3) 課題を解消するための今年度の取組

- ア 生徒がいじめを受けている事実やいじめによるつらく苦しい心境を素直に打ち明けられるよう、担任をはじめとする教職員との信頼関係を構築することが大切です。また、悩みを抱えた生徒が適切に相談できる力を養うことや、相談機関を生徒や保護者に周知することが大切です。そこで以下のような取組を実施します。

- ・生徒と一緒に会話を楽しむなど、日ごろから積極的に生徒と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・生徒の努力や輝く姿を逃さずに、温かい言葉で本人に伝えられるよう、生徒の日常観察を積極的に行う。
- ・生活アンケートを自宅でも回答できる機会を設け、生徒がじっくりと思いを記述できるように配慮する。
- ・生活アンケートの実施後、担任は学級の生徒全員と面談を行う。生活アンケートへの記述内容に対する聞き取りを丁寧に行い、生徒の声に耳を傾ける。
- ・生活アンケートと心のアンケートを隔月で実施し生徒の心情の変化をこまめに把握する。
- ・生徒との面談は担任だけでなく、必要に応じて部活動で顧問も行う。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、F組担任など、校内の相談窓口を増やして周知し、担任以外にも安心して相談できるようにする。
- ・年度初めに1年生の全生徒がスクールカウンセラーと面談し、以後利用しやすい状況をつくる。
- ・SNSによるいじめについて考えることのできる機会として、道徳や特別活動の授業を設ける。
- ・SNSの使い方やリスクについて考えることのできる外部機関による講演会を設ける。

- イ 全職員が同じ知識や意識でいじめ事案へ対応する必要があります。いじめへの知識や意識に違いがあることで、適切な対応や支援ができなくなる可能性がある。そういった「知識や意識のずれ」を解消するために、以下のような取組を実施します。

- ・いじめ防止対策に関する教職員に向けた現職研修を学期に一度実施するよう、年間計画に位置付ける。今年度行う研修内容は以下のとおりである。
 - 1学期 WEBQU の分析・いじめの認知と組織的な対応について
 - 2学期 長期休業明けの教育相談の在り方について
 - 3学期 いじめ事案を基にした事例検討会について
- ・いじめ事案への対応は組織としてすすめることができるように、校内の報告、相談体制の組織対応を徹底する。
- ・継続的に該当生徒との面談を行ったり、WEBQU の結果を分析したりして、生徒の気持ちを把握し早期に適切な対応や支援ができるようにする。

ウ いじめは決して許される行為ではなく、重大な人権侵害であることを、学級活動をはじめとする教育活動全般で常日ごろから指導し、生徒にその意識を涵養させる必要がある。そのために、以下のような取組を実施します。

- ・学級活動において、いじめ防止基本方針や外部相談機関があることを確認し、困ったことがあったとき、適切に問題解決に向かえるよう指導する。
- ・学級活動において、いじめの定義やいじめの事例について学び、ロールプレイングなどを通して適切な対応について考える機会を設定する。
- ・道徳の授業で友情や思いやりについて考える場を設定したり、行事などで他者への感謝や協力の大切さに気づけるようにしたりすることで、温かい心の醸成に努める。
- ・生活委員会が中心となって、人権週間に全校集会を行い人権について考えたり、自らの言動について振り返ったりする機会を設定する。
- ・保護者会などを通して保護者と現在のSNSトラブルについて情報を共有し、連携して生徒を見守れるようにする。

4 いじめの対応の基本方針についての具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく集団づくり

- ・いじめが起これにくく、教師や級友に悩み事を相談しやすい雰囲気の学級を意識して、担任が学級経営をしていきます。
- ・ボランティア活動や体験活動、異学年集団での活動等、人間関係や生活体験を豊かなものとする活動を取り入れます。また、自己の意見が言えたり他者を認め合えたりする雰囲気づくりに努めます。

イ 互いに尊重し合い、共に学ぶ心を育む授業づくり

- ・誰一人取り残さない理念の基で授業を実践します。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないよう、未然防止に努め、家庭と連携して継続的に指導します。

ウ 生命尊重教育の推進

- ・教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図ると共に、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・生徒の主体的な考えや活動を大切に、自己存在感や自己有用感の向上を図ります。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 生徒の実態把握

- ・日々の声かけや行動観察、生活記録やWEBQUの読み取り、さらに生活に関するアンケート(学期に2回)や個別面談の定期的な実施などから、本人、周りの生徒から情報をくみ取り、生徒の小さなサインを見逃さないよう努めます。
- ・生徒指導部は、いじめ問題をはじめ、生活指導上の問題についての情報交換や対策を協議します。
- ・教員がいじめの定義を正しく理解し、教員や加害者がいじめの有無を判断することのないように生徒本人の気持ちに寄り添っていじめの早期発見に努めます。

イ 生徒や保護者との関係づくり

- ・日々の声掛けや学校からのたよりを通しての教師と生徒との温かい人間関係づくり、学校からのたよりや日々の連絡を密にしての教師と保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。

ウ 生徒や保護者への情報提供

- ・いじめ相談電話や外部の相談機関を紹介し、生徒や保護者が相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見や通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ 被害生徒の保護を最優先に考え、心情理解と生徒の意向に沿った対応を図ります。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。加害生徒の心の苦しみやストレスなどを共感的に受容しながら、いじめはいけないことを理解させます。
- エ 教職員の共通理解を図り、保護者の理解・協力が得られるよう努め、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携の下で取り組みます。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを指導・支援します。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携します。
- キ いじめを指導したあとも、最低3か月は被害生徒や加害生徒との面談を続け、いじめの状況把握に努め、継続的に指導を行います。

(4) いじめ相談電話等、外部の相談機関の紹介

別紙子ども・若者の相談窓口参照

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図 (P5)」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル (PLAN →DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び、保護者実施の学校評価アンケートなどから、「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行います。
- (3) 学校評議員からの御指摘やアドバイスは、随時「いじめ対策委員会」で検討し、取組の見直しに生かすように努めます。

7 その他

- (1) 生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載します。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。
- (4) 学年会、職員会等を利用し、生徒の情報交換を積極的に行います。
- (5) 現職研修を開催し、WEBQUの分析の充実を図ります。全教職員で共通理解し、個々の生徒に適切に対応できるようにします。

【※重大事態対応フロー図】と【学校いじめ防止の取組年間計画】につきましては東海中学校ホームページを御覧ください。